

神戸市外国語大学広報戦略会議規程

2025年1月1日

規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸市公立大学法人広報戦略会議規則第7条に基づいて、神戸市外国語大学（以下「大学」という。）に置く広報戦略会議（以下「大学広報戦略会議」という。）の組織、議事の手続きその他大学広報戦略会議に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 大学広報戦略会議は大学の広報に関する方針や重要な事項について審議する。

(組織)

第3条 大学広報戦略会議は、大学学長（以下「学長」）、理事長が指名する理事1名、大学事務局長、大学事務局次長及び学長が指名する大学教員2名の計6名を委員として組織する。

(議長)

第4条 大学広報戦略会議に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、大学広報戦略会議を主宰する。

3 議長に事故があるときは、委員のうちから議長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(議事)

第5条 大学広報戦略会議は、議長が招集する。

2 大学広報戦略会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を大学広報戦略会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 大学広報戦略会議の庶務は、総務グループにおいて総括し、及び処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、大学広報戦略会議の運営に関し必要な事項は、議長が大学広報戦略会議に諮って定める。

附 則

この規則は、2025年1月1日から施行する。